◎新潟県告示第1208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年11月30日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　向山西山停車場線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
柏崎市西山町長嶺字城ノ沢717番１から 同市西山町西山349番５まで	新	4.5～40.8メートル	2399.4メートル
柏崎市西山町長嶺字城ノ沢717番１から 同市西山町西山331番６まで	旧	5.0～21.4メートル	1622.4メートル

備考　路線の重用

一部区間一般国道116号、県道柏崎高浜堀之内線及び県道黒部柏崎線と重用